

総務委員会会議録

- 1 日時 令和2年11月30日（月）
- 2 場所 第3委員会室
- 3 開会 午前10時54分
- 4 閉会 午前11時22分
- 5 出席者 委員長 小沼秀朗 副委員長 松浦昌巳
委員 鈴木正治 委員 鷺山喜久
委員 大石勇 委員 藤澤恭子
- 当局側出席者 総務部長、都市建設部長、危機管理監、教育部長、
管財課長、都市建設課長、危機管理課長、
教育政策課長
- 事務局出席者 議事調査係 松永友理子
- 6 審査事項
- ・陳情第3号 建築士事務所の健全な発展により建築文化の向上を図るための要望書について
- 7 会議の概要 別紙のとおり

以上のとおり、報告いたします。

令和2年11月30日

市議会議長 大石 勇 様

総務委員長 小沼 秀朗

議 事

午前10時54分 開議

○委員長（小沼秀朗君） ただいまから総務委員会を開会いたします。

今定例会におきまして、当委員会に付託されました陳情第3号 建築士事務所の健全な発展により建築文化の向上を図るための要望書について、よろしく御審査をお願いいたします。

それでは、諸般の報告として3点申し上げます。

初めに、当局から小型パソコンの使用について申出があり、委員長において許可いたしました。

次に、お手持ちの携帯電話については、原則として使用が禁止となります。ただし、必要に応じて委員長において判断しますので、使用する際は、委員長の許可を得るようお願いいたします。

続いて、発言の際には挙手の上、委員長の許可を得てから、必ず自席のマイクのスイッチを入れて発言するようお願いします。

また、質疑においては、説明を求める場合、疑問点を明瞭に発言することとし、答弁も簡潔に分かりやすくお願いし、一問一答方式でお願いします。

それでは、本日は要望内容に対する掛川市の現状について、管財課、都市政策課、危機管理課から説明を受けた後、皆様から質疑を受けたいと思います。

それでは、要望内容に対する掛川市の現状について、当局から説明をお願いします。

まずは、管財課からお願いいたします。

村上管財課長。

○管財課長（村上将士君） 管財課です。よろしくお願いいたします。

それでは、要望書について、市の現状を御説明させていただきたいと思います。

要望書は4項目に分かれておりまして、要望書に係ります付加要望が5項目に分かれておりますので、担当からそれぞれ説明をさせていただきたいと思います。

要望書2段落目から4段落目が管財課所管になります。要望書をお開きいただきたいと思います。

要望書 3 枚目になります。 2 段落目、入札方式によらず、プロポーザル方式や設計競争方式を採用し、やむを得ず入札にする場合は、最低制限価格、もしくは低入札価格調査基準を設定することにつきましては、現在、掛川市南体育館「し～すぽ」や粟ヶ岳「かっぼしテラス」など、業務内容が技術的に高度なもの、または専門的な技術が要求される建築物にありましては、プロポーザル方式を採用するなどし、通常的设计業務と併用しております。また、通常の入札に当たっては、最低制限価格、もしくは低入札価格調査基準の設定はしておりません。

なお、付加要望書を御覧いただきたいと思います。

1 枚めくっていただきまして、付加要望書の 1 の適正な委託代金での契約締結の促進が、同様の要望になりますが、国土交通省、静岡県と県下 35 市町で組織します中部ブロック発注者協議会の県下統一目標として、令和 3 年度から業務委託に関しましても最低制限価格、もしくは低入札価格調査基準の導入を予定しております。掛川市も最低制限価格の算出方法など、周辺市町の状況を見ながら導入の検討をしてみたいと思っております。

要望書に戻っていただき、要望書 3 段落目の設計者の選定に際して、建築士事務所の賠償責任保険への加入を配慮することにつきましては、現在、指名競争入札の業者選定及び制限付一般競争を行う際に、賠償責任保険への加入を選定条件及び入札の条件にはしておりません。状況を調べたところ、入札に参加する全ての市内建築事務所が賠償責任保険に加入しているわけではありませんでした。また、静岡市、浜松市を始めとします周辺市も一般競争入札に賠償責任保険の加入を条件にしているところはございませんでした。

要望書 4 段落目のプロポーザル方式や総合評価方式の評価項目に建築 C P D 情報提供制度の実績を活用することにつきましては、現在、プロポーザル方式の評価項目に建築 C P D 情報は入っていないと思われます。建築 C P D は、建築士が新しい建築技術や責務等に関しまして自己研さんするシステムとなっておりますので、今後のプロポーザル方式の評価項目に建築 C P D 情報提供制度の実績を有効に活用していけるよう検討してみたいと思っております。

以上、管財課の説明とさせていただきます。

○委員長（小沼秀朗君） ありがとうございます。

次に、都市政策課からお願いします。

森長都市政策課長。

○都市政策課長（森長 亨君） 都市政策課です。よろしくお願いします。

都市政策課からは資料の 3 枚目になりますが、要望書 1 段落目の説明をさせていただきます。

建築物の設計、工事監理等に係る業務の発注に際しては、国土交通大臣が定めた業務報酬基準に準拠の上、適正な経費の積み上げをとのことでありますが、掛川市では国土交通省の告示に基づいた歩掛りである静岡県建築設計等委託料算定基準の積算基準としておりまして、適正な積算を行った上で、業務内容を明確にした契約が行われていると考えております。

なお、1 ページめくっていただいて、付加要望書、2 番の建築設計業務の委託料算定基準の明示についてが同様な要望となりますが、算定基準となる積算準拠書籍や業務項目、成果物等については、特記仕様書に明記しております。

また、積み上げとなる模型制作費等の特別経費は全ての業務委託に必要ではありませんが、必要な場合は経費計上しております。要望書のとおり、今後も引き続き適正な積算契約に努めてまいりたいと思います。

続いて、もう 1 ページめくっていただいて、付加要望書、3 の (1) の既存建築物の耐震化の促進についてですが、市内の建築士事務所全てが当協会に加入しているわけではありませんが、民間建築物の耐震診断や補強計画の策定などにつきましては、今までも協会員の皆様にも御協力をいただいている状況です。

以上、都市政策課の説明とさせていただきます。

○委員長（小沼秀朗君） ありがとうございました。

続いて、危機管理課からお願いいたします。

戸塚危機管理課長。

○危機管理課長（戸塚美樹君） 危機管理課です。よろしくお願いします。

付加要望の関係になります。今説明のあった 3 の (2) 津波に対する建築物の安全性の確保についてですが、本要望書では、津波対策として津波避難ビルの活用が有効であることから、既存建築物の対津波性能の診断等、安全性確認の取組について一層の支援を要望し

ているものであります。

それでは、当市の津波避難施設の現状について説明をいたします。

まず、津波避難ビルということですが、このビルというのは津波浸水想定区域の中にあるビルで、鉄筋コンクリートづくりまたは鉄骨鉄筋コンクリートづくりの3階建て以上の耐震性のある建築物で、屋上に通じる外階段があるなど、緊急時に利用できる施設のことです。掛川市の津波浸水区域は菊川河口付近以外は国道150号線の南側になります。津波避難施設としては津波避難タワーが3つと、津波発生時における津波避難施設の使用に関する協定を締結しております民間企業などの施設が14あり、この中には津波浸水区域外の施設もあります。避難場所として使用できる範囲については、この協定締結の事業所についてはほとんどが屋上ということになっております。

以上が掛川市の津波避難施設の現状となります。こちらで要望書にあります既存建築物の津波に関する安全性確認の取り組みへの支援ということで、具体的にどのような支援を望んでいるかということとはちょっと分かりませんが、当課としてできることについては、例えば協定締結事業所への橋渡し、そういったことについては協力ができるかと思っています。

以上です。

○委員長（小沼秀朗君） ありがとうございます。

ただいま3課の当局の説明に対する質疑をお願いしたいと思います。

質疑はございますでしょうか。

大石委員。

○委員（大石 勇君） もう一度、建築士事務所の賠償責任保険への加入に御配慮というように要望ですが、これについても詳しくこの保険はどういうものかということの説明をしてください。

○委員長（小沼秀朗君） 村上管財課長。

○管財課長（村上将士君） 建築士が設計をしました成果物に対して何らかの不備があったとき、建築物に対して不備があった場合、それを補償する制度となっております。この保険につきまして、市内の建築事務所を調査しましたところ、全ての事業所が加入してい

るわけではないようでございまして、これを条件にするということは、検討する必要があるんじゃないかと思っております。浜松市、静岡市も一般競争入札に関しまして、これを条件にしているかということをお聞きしたところ、これを条件に保険に加入している業者を指名するというようなことは現在やっていないようでございます。

○委員長（小沼秀朗君） 大石委員。

○委員（大石 勇君） 簡単に言ってしまうと、こういった保険に入っている業者を指名しなさいよと。入っていない業者は指名から外してほしいと、こういう解釈でいいですか。

○管財課長（村上将士君） 要望書の内容はそういう内容だと思います。

○委員（大石 勇君） 分かりました。

○委員長（小沼秀朗君） 藤澤委員。

○委員（藤澤恭子君） すみません、同じところで、市内の業者を確認していただいたことですが、どれくらいの割合でこの保険に入っている業者さんがあるのか伺いたいです。

○委員長（小沼秀朗君） 村上管財課長。

○管財課長（村上将士君） 市内に入札参加に資格を届けている業者が 9 社ございますけれども、9 社中 6 社の業者が加入をしているというような状況でございます。

○委員長（小沼秀朗君） ほかに質疑はございますか。

松浦副委員長。

○副委員長（松浦昌巳君） 要望書の上から 2 つ目の最低制限価格の件ですけれども、最低制限価格、掛川市は設定していないということですが、これまで何かそれによつてのトラブルになるとか、不満であるとか、そういうものがあれば教えてください。

○委員長（小沼秀朗君） 村上管財課長。

○管財課長（村上将士君） 低入札といいますか、落札率が 50%以下のものが平成 29 年度は 6 件、平成 30 年度は 4 件ございました。この成果物を検査したところ、特に問題がなしというようなことでございます。

また、その設計書を基に建築をしていただいた請負業者にも確認しましたがけれども、この設計が適切であったというようなことで、特に問題はないというような状況でございま

す。

○委員長（小沼秀朗君） 松浦副委員長。

○副委員長（松浦昌巳君） 一部設計上、価格的には問題はないんですけれども、出来栄えというか、市民の満足度からいうと、少しちょっと足りないということも少し伺ったこともあるんですけれども、そういうちょっと比較の対象がずれるんですけれども、そういったところの何か御意見というのは伺っていることがありますか。

○委員長（小沼秀朗君） 村上管財課長。

○管財課長（村上将士君） 一概には言えませんけれども、低入札であるものに関しましては、消防小屋とか、毎年同じような同一規格的なものの設計が多く見られます。そういったものもありますので、低入札の入札ということが行われているというように考えております。

○副委員長（松浦昌巳君） ありがとうございます。

○委員長（小沼秀朗君） 大石委員。

○委員（大石 勇君） 一番最初に、要望書の 3 枚目か、上のところに追加的な業務が発生した場合は、適正な経費に積み上げがなされるよう強く要望いたしますと書いてありますけれども、これは追加あるいは変更後ですよ。そういったのが発生したときには図面をまた引き直したりとか、いろいろな形で図面を訂正をしたりとかとあると思いますけれども、経費の積み上げがなされるようということは強く要望すると書いてある。今までは、それはもう今までの金額の中でやって、例えば設計料が 500 万円で受けていれば、追加とか変更があった場合には、特別追加分として請求を出さないでねと、こういうことでいいですか。

○委員長（小沼秀朗君） 森長都市政策課長。

○都市政策課長（森長 亨君） 要望書の内容につきましては、追加的な業務が発生した場合には、積み上げがなされるように強く要望ということで書かれておりますが、市発注の委託に関しては、追加的な業務が発生した場合には適切に変更対象として積み上げして、契約を結び直しているといったような状況で、基本的には適切に業務はできているというふうに考えております。

以上です。

○委員長（小沼秀朗君） 大石委員。

○委員（大石 勇君） だけど、ここで強く要望するという事は、今までそういった事実があったとしても、初め 500 万円なら 500 万円の設計やりました。あと追加が出たり、変更が出たり、工事をやる間に。ちょっと基準が変わったりということはあるかもしれませんが、そうした場合は別としても、今はここは強く要望するという事は、今まで決められた金額でそのままの金額でやってくださいよと、そういうふうにしてきたのかなど、そう思うってしまうんだけど、そういうことはないということですか。

○委員長（小沼秀朗君） 森長都市政策課長。

○都市政策課長（森長 亨君） 基本的にはそのようなサービスの業務に関してはないというふうな認識でおりますけれども、もう一度徹底して、そういうことがないように指導していきたいと思っております。

○委員長（小沼秀朗君） ほかに質疑はございますか。

鷺山委員。

○委員（鷺山喜久君） じゃ、例で答えていただければ結構ですけれども、この要望書ののんで、このとおりにやっていくことによって、例えば 10 億円の物件とします。それがこのとおりにやると、非常に丈夫で長もちして、使いやすく、外見上も非常にいいとかということになっていくのか、あるいは今までどおりよりもこれをやることによってよくなるのか、あるいは悪くなるのか、その辺はどんなふうになっているんでしょうかね。

○委員長（小沼秀朗君） 村上管財課長。

○管財課長（村上将士君） 先ほども御説明をしましたがけれども、最低制限価格以下のものに対しての入札の成果品に関しましては、特に我々は問題はないというように把握しています。しかし、先ほども説明しましたがけれども、県発注者協議会というブロック会議がありまして、その中の指導においても、委託においても最低制限価格、ダンピングの防止とか、設計者を守るという立場において、最低制限価格を設けなさいというような設定になっておりますので、それに遵守したような形を取っていきたいと、このように思っております。

○委員長（小沼秀朗君） ほかに質疑はございますか。よろしいですか。

大石委員。

○委員（大石 勇君） 検討期間というのはいつまででしたか。期間。いつまで、令和何年の何月までにはと、さっき言いましたよね。

○委員長（小沼秀朗君） 村上管財課長。

○管財課長（村上将士君） 県下統一の目標は、令和 3 年度に導入をするというような目標です。掛川市においては、もうちょっと様子見させていただいて、翌年、令和 4 年度ぐらいからの導入を考えていきたいと思っております。

以上です。

○委員（大石 勇君） 令和 4 年ぐらいからの導入を考えていくと。難しい言い方だ。考えていくという。

○管財課長（村上将士君） 導入したいと思っております。

○委員長（小沼秀朗君） 鈴木委員。

○委員（鈴木正治君） ここの設計関係なんですけれども、まず 1 つは、今予定価格は表示してないんですかね。入札に当たって、工事ですと 1,000 万円以上だったかな、予定価格を表示しますよね。これはそういうのはないわけですね。

○委員長（小沼秀朗君） 村上管財課長。

○管財課長（村上将士君） 工事と同様、予定価格の公表はしております。

○委員（鈴木正治君） している。そうすると、設計価格がありますよね、積み上げてきた。予定価格はどのような形になるの。同じイコールになっているんですか、それとも多少ダウンしてやっているんですか、そこを伺います。

○委員長（小沼秀朗君） 村上管財課長。

○管財課長（村上将士君） 設計額イコール予定価格でございます。

○委員長（小沼秀朗君） よろしいですか。

○委員（鈴木正治君） はい。

○委員長（小沼秀朗君） ほかに質疑はございますか。よろしいですか。

[「はい」との声あり]

○委員長（小沼秀朗君） それでは、質疑は終わりましたので、ここで委員間討議をお願いします。

意見のある方はお願いいたします。

○委員長（小沼秀朗君） 松浦副委員長。

○副委員長（松浦昌巳君） 今回要望書ということで、あと要望書から 4 つの柱というかテーマがある。もう一つ付加要望というのがあるんですけども、これは全てにおいての考えということによろしいですね。

○委員長（小沼秀朗君） はい、よろしいです。

今回の件を採択、不採択、一部採択、趣旨採択、継続審査とあるんですけども、そちらについても意見がありましたら皆様から御意見をお願いしたいと思います。

松浦副委員長。

○副委員長（松浦昌巳君） 今回の要望書は、恐らくこれも静岡県の建築士事務所から、日本の建築士事務所から出されているんですけども、同様のほかの市町にも届けられていると伺ってます。掛川市は先ほど全て説明を受けたんですけども、既に実行しているところ、それから今後も実行予定のところというのを確認しましたので、私は今回はこの要件自体は承るということで、趣旨採択でどうかなと思っています。

以上です。

○委員長（小沼秀朗君） ほかに今の松浦副委員長の意見に対して意見のある方はお願いいたします。

藤澤委員。

○委員（藤澤恭子君） 副委員長のおっしゃるとおり、この要望 4 件と、それに関わる付加要望のうちの確認をしたところ、大変前向きな御検討もしていることが分かりましたし、幾つかもう既に対応しているということもありましたので、この趣旨採択という方法が一番妥当なのではないかなと思いますので、賛同いたします。

○委員長（小沼秀朗君） ほかに。

鷺山委員。

○委員（鷺山喜久君） この要望書に出されている、判こついて出ておりますけれども、

一応立派な方だと思いますけれども、どこのどなたか、どういう経歴の持ち主か全然分からん。全く分からない人の要望書を頼むよと言われてきて、分かりましたと、今趣旨採択云々かんぬん。それはいいです。いいですけれども、私は一言、いや、この事務所の住所はどこにあるのか、最低限。そういったことも、私よりもはるかに立派な人だと思いますが、そういった点で裏づけになるような資料も添付していただくと大変参考資料の前科があるかないかということまで含めて。

○委員長（小沼秀朗君） 今、鷲山委員からございましたけれども、要望書の一番下に静岡県建築士事務所協議会の会長、井上様の名前の判こがありますけれども、その静岡県建築士事務所協会の理事として教育情報委員長の藤原龍美さんという掛川市内の方がこの要望書を提出したということです。

ほかに皆様からございますか。

では、先ほど副委員長、委員からも御意見がありましたように、掛川市も今後令和 4 年度の導入を考えているという答弁がありました。この要望書は今年始まった要望書ではなくて、何年か重ねて来ております。ただし、内容に関しては、掛川市が既にやっていることですか、掛川市の入札の参加資格の皆様にも全て適用していないところがあったりですか、趣旨としては採択でもいいかもしれませんが、全体を採択というわけには少しかない内容かなと思いますので、皆様からの意見がありましたように、採決としては趣旨採択するというところでよろしいですかね。

〔「はい」との声あり〕

○委員長（小沼秀朗君） それでは、意見も出尽くしましたので、採決に入ります。

陳情第 3 号 建築士事務所の健全な発展により建築文化の向上を図るための要望書について、趣旨採択することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○委員長（小沼秀朗君） ありがとうございます。

陳情第 3 号につきましては、全会一致にて趣旨採択とすることに決しました。

それでは、その他に入ります。

その他、皆様から何かございますでしょうか。よろしいですか。

[「はい」との声あり]

○委員長（小沼秀朗君） それでは、以上で総務委員会を終了いたします。お疲れさまでした。

午前11時22分 散会